

省エネ家電への 買換えを補助します

大田市では、エネルギー価格及び物価高騰への支援として、省エネ効果の高い**エアコン・電気冷蔵庫**の買換え費用の一部を助成して、一般家庭の経費負担を軽減するとともに、各家庭での電気使用量を削減し、本市の二酸化炭素排出量の削減を推進します。

申請受付期間

令和7年6月2日(月)～12月26日(金)

※予算上限に達した場合は、期間内でも受付を終了します。

大田市内の販売店（事業者）で購入する家電が対象です

※インターネット販売等で購入したものは対象外

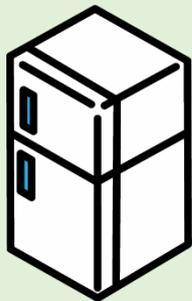
先着順

製品購入前に申請が必要です

対象品目



エアコン



電気冷蔵庫

- ・上記2品目以外は対象となりません
- ・新品(未使用品)であり、リース品やレンタル品は対象外です

補助内容

- 補助対象経費 省エネ家電の購入及び設置に要した費用(消費税及びリサイクル処理に係る費用を除く)
- 補助金額 補助対象経費の **1/3**
(住民税非課税世帯の場合 **1/2**)
- 補助金上限額
省エネ基準達成率※100%以上 **40,000円**
(住民税非課税世帯 **60,000円**)
省エネ基準達成率 100%未満 **10,000円**
(住民税非課税世帯 **15,000円**)

補助対象者

- 市内に住民票を有し、自ら居住する市内にある住宅の既存のエアコン・電気冷蔵庫を同品目の省エネ家電に買換え、居住する住宅に設置する者
- 市税等に滞納がないこと。
- 1世帯当たり1回限り。(同時買換えの場合どちらか1点)

※省エネ基準達成率とは



家電製品等を購入する際に参考となるよう省エネ性能や経済性を示したラベルが表示されています。

この数字が100%以上か未満で補助金上限額が異なります

統一省エネラベル

◇お問い合わせ◇

大田市役所 環境生活部 環境政策課

0854-83-8071

o-kanky@city.oda.lg.jp

申請から補助金交付までの流れ

申請書類等を市役所へ提出

※郵送、電子メール、しまね電子申請サービスでの提出も可能

①

必要書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 見積明細書
- ③ 買い替える製品の仕様が確認できるカタログ等の写し
- ④ 買い替え前の家電の設置状況が確認できる写真

※申請に必要な書類の様式は、大田市ホームページからダウンロードできます。(5月中旬公開予定)

〈注意事項〉

・補助対象者となる条件があります。くわしくは市ホームページ(5月中旬公開予定)をご覧ください。

補助金対象経費の計算方法

〈例〉

エアコン	168,000 円
設置工事(運搬費含む)	23,800 円
リサイクル料	900 円
お値引き	-35,000 円
消費税	15,770 円
お支払い総額	173,470 円

上記の場合、補助対象経費は
168,000 円+23,800 円-35,000 円=
156,800 円となります。

②

交付決定通知書が届き次第、製品を購入・設置

実績報告書類等を市役所へ提出

※郵送、電子メール、しまね電子申請サービスでの提出も可能

※設置後 30 日以内または令和8年2月27日のいずれか早い日までに提出が必要

③

必要書類

- ① 実績報告書兼請求書(様式第4号)
※市ホームページでダウンロード可能
- ② 市内販売店が発行したレシートまたは領収書の写し
(購入日、購入額(内訳あり)、型番、購入店舗名の記載があるもの)
- ③ 製造者(メーカー)が発行した保証書の写し
(型番、製造番号が記載されていること)
- ④ 買換え前製品の家電リサイクル券排出者控えの写し
- ⑤ 買換え後の省エネ家電の設置状況が確認できる写真
- ⑥ 補助金の振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し

④

額を確定次第、補助金を交付します

◇書類提出先◇

〒694-0064 大田市大田町大田口 1111

大田市役所 環境生活部 環境政策課 省エネ家電補助事業担当

E-mail: o-kankyoushou@city.oda.lg.jp

直接提出の場合は、大田市役所 環境政策課(2階)まで (平日の8:30~17:00)